

はじめに

1995年の阪神・淡路大震災発生時には、(社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会と、全国要約筆記問題研究会の、全力をあげて支援を行いました。しかし、有珠山の噴火災害、東海村臨界事故、東海地方の集中豪雨災害と、想像をこえる出来事が次々と起きたにも関わらず、大震災の教訓がいかされないまま、私達の対応は十分ではありませんでした。

難聴者・中途失聴者の大多数については、存在に明確性がなく、そのために必要な支援措置が関係方面に十分伝えられていないこと、また、自らの組織の体制について、具体的に議論されていないこと等が、要因だと考えられます。

今後、災害に対して、私たち自身が、どのように取り組んでいけば良いのか、これまでの事例を通してもう一度考え、災害時等緊急時対応マニュアルとしてまとめてみました。

このマニュアルが、各地での取り組みを進め、さらに全国的に連動させるきっかけとなることを期待しています。



も く じ

第1章 緊急時の備えとして	1~4
1. 連絡網を作っておきましょう	
2. 地域での拠点づくりを	
3. 行政と連携の確認	
4. 各関係機関と連携の確認	
5. 災害時緊急ネットワーク規定(全要研の例)	
第2章 緊急時対応の手順	5~7
1. 緊急時対応フロー(イメージ図)	
2. タイムスケジュール(発生期から復興期まで)	
第3章 情報を得る手段の紹介	8~11
1. ご存知ですか?	
2. 独自の情報発信	
3. 検討している情報システム	
第4章 阪神・淡路大震災の教訓	12~13
1. 自分の身を守るために	
2. 防災グッズの紹介	
第5章 緊急時等連絡について	14~15
1. 各本部連絡先	
2. 緊急時連絡先メモ	
※ 緊急連絡用紙(切り取ってお使いください)	

第1章 緊急時の備えとして

1. 連絡網を作っておきましょう

大規模災害時には、地元の関係者は被災者となり地域での活動は、極めて困難になります。そういった事態に備え、

- * 地元近隣の連絡網
 - * 都道府県の連絡網
 - * ブロック間の連絡網
- } など、指揮系統を明確にし、平常時にも活用を図る。

名簿を作成し、日頃から活用していれば安否確認など、いざと言う時に役立ちます。



2. 地域での拠点づくりを

ブロックにおける組織基盤を強化し、その地域での拠点を作ることが、大切です。

阪神淡路大震災での支援者から

17日目に現地入り。地理不案内のため明石の要約筆者と共に避難所を回った。1日では、10箇所程度が限度でした。居ても立ってもいられず現地入りしましたが、現地では、どこを目指して行けば良いのか分からなくて、ろうあ団体設置の「ろうあハウス」に行き、状況を聞きました。支援の拠点があれば、もっとスムーズに動けただろうに……。

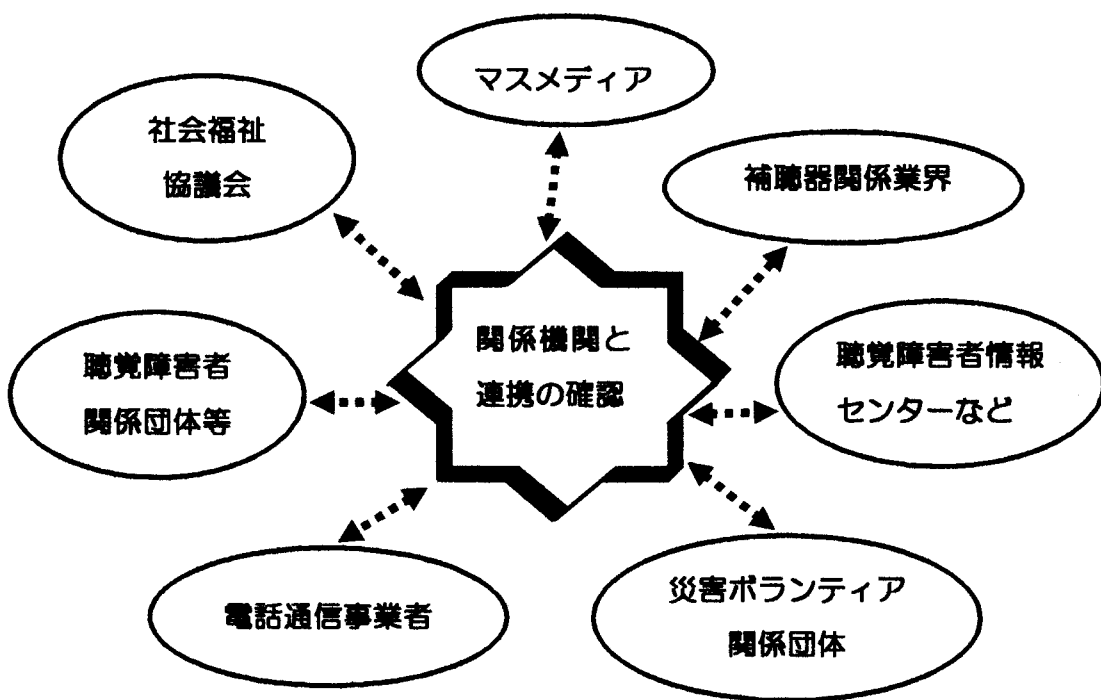
宿泊して、もう1日頑張れたのではないかという思いが、今でも強くこころに残っています。

日頃の活動の大切さを改めて思い知らされました。

3. 行政と連携の確認

いざという時には、地元自治体に拠点を確保してもらう事も可能です。例えば、学校の空き教室など、公共施設を有効に活用することを協議している自治体も多くあります。私達から提案して、それらを緊急時の拠点として活用できるよう、あらかじめ締結しておけば、いざという時の拠点がスムーズに設置できます。

4. 各関係機関と連携の確認



- 補聴器関係業界 ……………補聴器・乾電池の確保
- 聴覚障害者関係団体等……………要約筆記者の確保
- 聴覚障害者情報センター……………活動拠点として
- 災害ボランティア関係団体……………災害援助ボランティアに支援依頼（心のケア）
- マスメディア……………放送局等に文字情報の発信及び提供依頼
- 電話通信事業者……………電話回線・携帯電話・パソコン等・ハード面・ソフト面で

5. 災害時緊急ネットワーク規定（全要研の例）

全国要約筆記問題研究会〇〇ブロック
災害時緊急ネットワーク基本規定

第一章 総則 / 第二章 災害対策委員会の設置

第一章 総 則

（目 的）

第1条 この規定は、全国要約筆記問題研究会〇〇ブロック（〇〇県、〇〇県、〇〇県、〇〇県、〇〇県）全域、及び近郊を対象とした地域に災害が発生した場合における必要な災害対策の基本を定めることを目的とする。

（定 義）

第2条 この規定において、「災害」とは、暴風・豪雨・豪雪・洪水・地震・津波その他不慮の事故（大火災等）をいう。

第二章 災害対策委員会の設置

（設 置）

第3条 災害に備えて全国要約筆記問題研究会〇〇ブロック（以下：「〇〇ブロック」という）に災害対策委員会を置き、地域における対策及び相互援助を図るため、各地域（〇〇ブロック関係者及び難聴者中途失聴者協会の存在する地域）に地域対策委員を置く。

（委員会の役割）

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項をつかさどる。

1. 災害対策の基本的事項に関すること。
2. 非常災害に際しての緊急措置に関すること。
3. 災害対策実働体制編成に関すること。
4. 前各号のほか、必要なこと。

（委員会の組織・構成・任期）

第5条 本委員会は〇〇ブロック運営委員、各地域関係団体から選出された委員をもって構成する。

1. 委員長は〇〇ブロック長が務め、副委員長、事務局、会計、会計監査も、〇〇ブロック運営委員が兼務する。
2. 委員は、〇〇ブロック会員及び全日本難聴者・中途失聴者団体連合会（以下、全難聴という）加盟の難聴者・中途失聴者協会会員在籍者とする。
3. 委員会は委員長が必要と認めた場合に召集する。

4. 委員の任期は定めない。但し委員長ほか副委員長、事務局、会計、会計監査は〇〇ブロック総会の時点で変更がある場合に変更する。（全難聴会員の委員においても同様とする。また、事情により任につけない場合は委員長が指名することとし委員については各団体で協議の上、選出することとする。）

（災害対策本部の設置）

第6条 委員は、次の各号に掲げる事項をつかさどる。

1. 管轄区内の災害対策に関すること。
2. 災害に関する情報を収集すること。
3. 委員会に有効な災害対策を上申すること。
4. 前各号のほか、必要なこと。

（救援活動）

第7条 委員会は、被災地救援対策協議・召集・集中連絡先を速やかに決定し、各団体に通達する。救援開始から終了まで被災地との連絡を維持する。

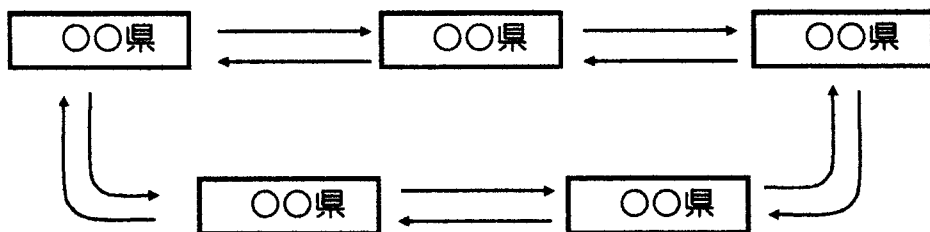
（災害対策活動）

第8条 本委員会は、災害発生時に速やかに行動するため、次の事業を行う。

1. 各地域レベルの取り組みの推進。（行政などへの陳情等）
2. 情報の収集、公開。
3. ネットワークづくり。（救援体制づくり）
4. 特別会計の編成。（通信費助成等）
5. その他必要なこと。

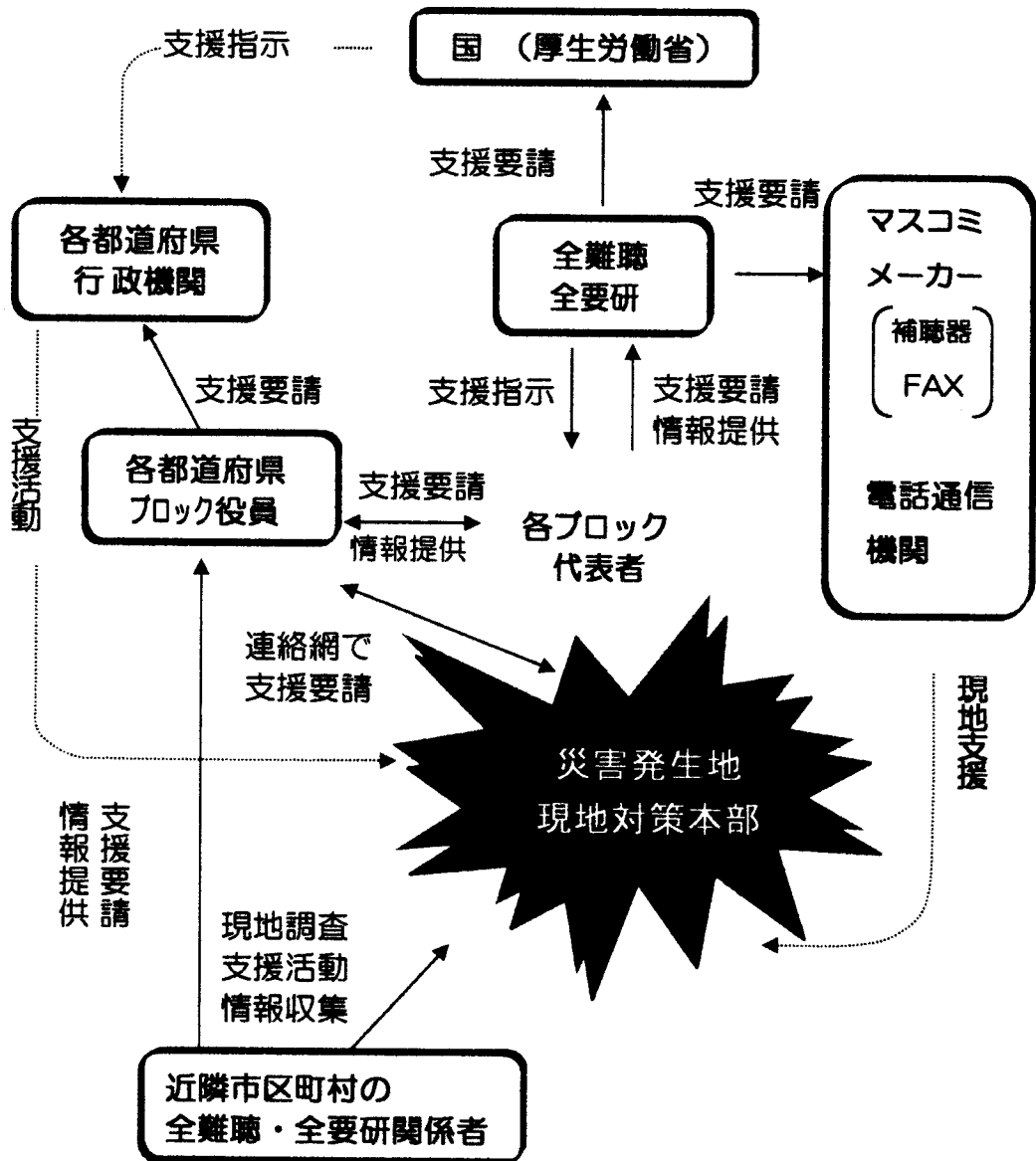
（連絡体制）

第9条 〇〇ブロック間の連絡網は次のように定め、各県の委員は二方向のルートで、連絡を取り合うこと。ただし、連絡がつかない場合は、ルートにこだわらず速やかに対応すること。






第2章 緊急時対応の手順

1. 緊急時対応フロー（イメージ図）




★大規模災害時、地元から支援要請は出しにくい状況となるので、近隣の市区町村関係者が情報を収集し、必要に応じて支援要請を考えていくなど柔軟な対応が望まれます。

2. タイムスケジュール (発生期から復興期まで)

時期	初期 発生直後1週間位		
状況 予想	<ul style="list-style-type: none"> ・混乱状態で正確な情報が届かない。 ・行政の支援もないと予想される。 		
必要とされる支援	<ul style="list-style-type: none"> ・支援の拠点設定と支援体制の確立。 ・安否確認(被災を免れた会員は、地元会員の状況を把握し本部に連絡する。 ・全難聴と全要研へ報告し、指示を受ける。 ・厚生労働省、県などへ必要な支援依頼をおこなう。 ・本部は出来るだけ早く現地入りをする。 ・本部は必要な支援物資を確保して現地に届ける。 		
時期	中期 1週間～3週間位		
予想される状況	<ul style="list-style-type: none"> ・行政の支援が開始される。 ・避難所生活を送る方も多いと思われる。 ・聴覚障害者の存在が分かりにくいいため支援が行き届かない (出来るだけ自分のコミュニケーション方法を周りに理解してもらうよう訴えておくこと) 		
必要とされる支援	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問して補聴器、電池、必要な生活物資を届ける。 ・避難所に FAX 設置・文字による情報の提供依頼と確認。 ・困っていることに関し保健所や関係機関に支援を依頼。 ・テレビ、ラジオの情報を要約して届ける。 ・会員の安否や救援物資、生活情報を届ける(行政の配布・入浴サービス等) ・自宅で生活できるよう片付けなどの応援もする 		



時期	後期復興期
状況予想	<ul style="list-style-type: none"> ・徐々に復興へ向けての支援が開始される。
必要とされる支援	<ul style="list-style-type: none"> ・行政、企業、ボランティア等による復興支援情報を定期的に届ける。 ・行政の復興支援制度（仮設住宅や補助金その他）の申請手続き。 ・長期支援ができるよう体制を立て直す。 ・心のケアなど、カウンセラーの要請。 

有珠山噴火災害時の支援者から

難聴者協会と共に道庁へ行ったが、担当者には、ニーズがないと言われた。伊達市の福祉課にも現地入りを申し出たが、避難所に入ることは、プライバシーの問題があると断られる。

その後、聴覚障害者災害対策本部に加入して、情報保障について話し合い、手話通訳者と一緒に行動することを確認した。せめて、各市町村における聴覚障害者の数を、把握したいと考えている。

東海村臨界事故の地元から

放射能放出危険地域7km圏内で、恐ろしかったです。夜になってやっと家族や、サークルの仲間からのFAXで知りました。役所の広報車の放送も聞こえません。

「雨戸を閉める事」「換気扇も使わない事」と、FAXを受け更に恐ろしさを実感しました。私達に理解できる方法で伝えて欲しいと、切実に思いました。

第3章 情報を得る手段の紹介

1. ご存知ですか？

★パソコンから情報を得る



*インターネット

(災害関係のURAリストアップ)

ノーマネットのホームページ

<http://www1.normanet.ne.jp/>

消防庁

<http://www.fdma.go.jp/>

気象庁

<http://www.kishou.go.jp/>

災害情報……(報道ネットワーク) <http://plaza7.mbn.or.jp/~mic/>

聴覚障害者のみなさん <http://www.nhk.or.jp/fukushi/chokaku/>

★テレビ関係から情報を得る



*テレビ放送

*文字放送 ・災害情報#119・災害に備えて#333・各天気#301~304

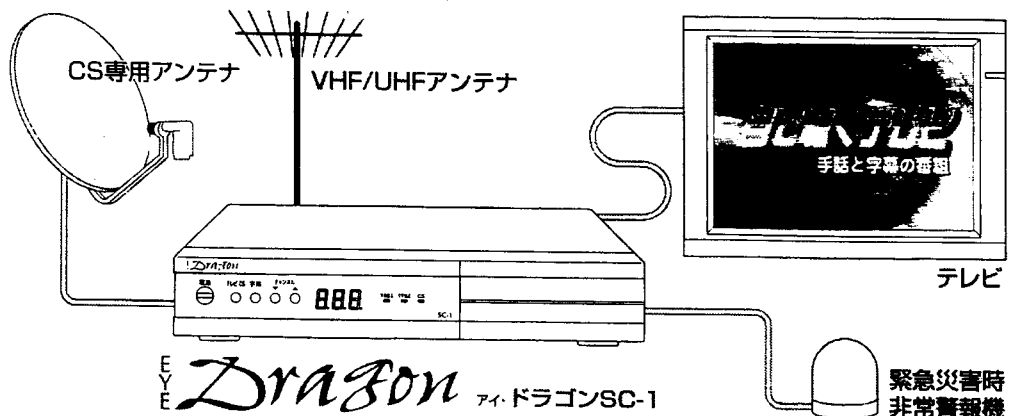
*「リアルタイム字幕配信事業者」による配信

*「目で聴くテレビ」(CS障害者放送統一機構の実施するテレビ放送の愛称。視聴するにはアイ・ドラゴンが必要)

★アイ・ドラゴンの機能

* 文字放送デコーダー内蔵により文字・字幕放送を受信、録画も可能。

* 緊急災害時の被災地域で個別信号を受信。光や振動で知らせる。



★通信による情報

(FAX)

- ・ 情報提供施設のポーリングサービス
- ・ FAX119・FAX110
- ・ 緊急リレーメッセージ
- ・ NTT“171”災害時の安否確認システム



★その他

- ・ 見えるラジオ

東海村園界事故の支援者から

*発生時、偶然、全要研会員がインターネットに接続していて、緊急時と判断。アナウンサーの発言を入力、インターネットリレーチャットを活用して送信した。送信後、著作権の確認のため、NHKに見解を求めたところ、今後は著作権に接触しない方法を共に探っていきたいとの回答を得た。

*要約入力に負担がかかった。著作権法上に緊急の対応について、条項がないため、確認をせず送信した点は問題と思われる。

*緊急時の情報入手から発信に至る体制を、組織的に整える必要がある。要約筆記団体、聴覚障害者団体が協力して、常時、ニュースを監視し、緊急時には速報するというのが、課題である。



2. 独自の情報発信

★全難聴のホームページ、メーリングリスト、災害時情報発信

★全要研のホームページ、メーリングリスト（検討中）

★無線通報を聞くことのできない聴覚障害者にFAX情報

（静岡県・御殿場市）（岐阜県・関市、可児市、北方町）

★危機管理情報:レスキューナウ・ドット・ネット

<http://www.rescunow.net/>

★119番情報提供など

★見えるラジオ（群馬県）

防災チャンネルでは、FMぐんまの複数チャンネルのうちの1チャンネルを専用チャンネルとして利用。

県消防防災課がパソコンで入力した防災情報が、FMぐんまからそのまま放送電波で即時・直接に県民に届けられる。

★新防災気象情報システム（FAX送信）（愛知県・岡崎市）



東海地方集中豪雨の支援者から

被害の報告を受け、水が引いてから仲間と現地入り。
(1回目)・・・マンションの5階へ行った。停電のため断水し飲料水とトイレの水に困っていたのでポリタンクで運んだ。エレベーターも動かず階段を上った。
(2回目)・・・1階軒下まで浸水した家に行った。畳や家具、衣類はひどい状態で、男性の力でも一人では動かせない。家中の泥をホースで流した……。胸が、塞がる思いだった。

- ▲救援は男性の手が必要。
- ▲台車、軍手などの準備を。
- ▲携帯電話が役立った。



3. 検討している情報システム

★「防災サポーター」内閣と地方自治体と連携し住民との連絡調整

★「ユニバーサル情報伝達システム」（静岡県）

★防災行政用同報無線システム

- ・文字情報電送システム
- ・位置探査システム
- ・安否確認システム

★自治体広報番組を文字化（一部の自治体には字幕がついている）

★日頃から、近隣の人達や、要約筆記者と交流を保つことも大切です。

視覚による情報の獲得手段も広がり、便利な時代になったが、いったん停電すると、通信が途絶え情報は得られなくなる。

緊急時に予想される混乱を、いかにクリアする事ができるか、今後の大きな課題と思われる。



阪神淡路大震災の被災者から

「あっ地震だ！痛い！」何が起ったか全く分からないまま、町・家・命までも数十秒の間に奪われてしまいました。耳が不自由なので、家族が出勤した後は全く情報が入らず自治会の有線放送も聞きとれなくて、困りました。人はお互いに助け合い、思いやりがなければ、生きてゆけないということを教えてくださいました。地域での集団行動も、大切な要素です。

「感謝・勇気・助け合い」この言葉の重みを、改めて実感しました。

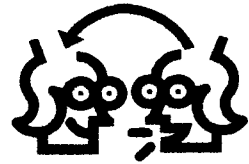


第4章 阪神・淡路大震災の教訓

1. 自分の身を守るために

《家具の転倒防止対策》

- ・ 新規家具は奥行きが深いものを選ぶ。
- ・ 既存家具は重心が低くなるよう、収納方法を工夫する。
- ・ 出来る限り壁、柱などに固定する。
- ・ 観音開きは、止め栓や「かんぬき」をつける。



《寝床の位置》

- ・ 脱出し易いところを選ぶ。
- ・ 転倒の危険性が高い家具の前は絶対に避ける（本棚、和タンス等）
- ・ 2階建ての場合できるだけ2階に。

《身体のかわし方》

- ・ 布団などの緩衝材となるものを被って伏せる。
- ・ 頑丈なテーブルなどの下に身体を入れる。
- ・ 本震の治まるまでは無闇に動かない。



《避難その他について》

- ・ 避難所はどこか普段から確認しておく。
- ・ 家族と普段から打ち合わせをしておく。
- ・ 行政や消防署の行う避難訓練に参加、その対策を知っておく。
- ・ 隣近所や要約筆記者との交流を普段から深めておく。
- ・ 自宅以外では、その場の防災指揮者の指示に従う。
- ・ 避難袋は屋外の外壁に設けておくのも有効な方法

(難聴者・中途失聴者の記録とマニュアルから)


2. 防災グッズの紹介



◎非常持ち出し袋には、最低これだけは必要です。

- * 印鑑、現金、貯金通帳、筆談用具、障害者手帳、保険証
- * 懐中電灯、ライター、ロウソク、缶切、ナイフ、電池(補聴器用)
- * 衣類、手袋、防災ずきん、毛布、ヘルメット、救急箱、おむつ
- * 非常用食品(インスタントラーメン等) 水、粉ミルク、ほ乳びん
- * FM文字多重放送受信機能付ラジオ、笛

◎3日間は支援がなくても、しのげる準備をしておく

《困ったこと》 

▲水の確保 食料の確保

▲情報不足(電話が通じない) 安否確認ができない 問合せ先不明など)

第5章 緊急時等連絡について

1. 各本部連絡先

▲ (社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会(全難聴)

本部事務局

〒162-0066

東京都新宿区市谷台町 14 MSビル市ヶ谷台

TEL **03-3325-5600**

FAX **03-3354-0046**

Eメール **zennancho@zennancho.or.jp**

▲ 全国要約筆記問題研究会(全要研)

本部事務局

〒460-0003

名古屋市中区錦 1 丁目 16-13

チサンマンション錦 1102 号室

TEL・FAX **052-218-9120**

TEL 専用 **052-218-9122**

Eメール **zenyoken@meisei.gr.jp**

2. 緊急時連絡先メモ (地元の緊急連絡先を書いておくこと)

氏 名	番 号	備 考
	☎・fax Eメール	
	☎. fax Eメール	
	☎. fax Eメール	
	☎. fax Eメール	
	☎. fax Eメール	
	☎. fax Eメール	
	☎. fax Eメール	
	☎. fax Eメール	

編集後記

大規模災害時等においては、行政の体制が整うまで、概ね3日間は、個々で対応しなければならないとされている。避難場所の把握や非常持ち出し袋等は日ごろから備え、家族間の連絡も前もって話し合っておく必要がある。

このマニュアルは、そういったことを前提として、短期、中期、長期による支援を関係団体で、より適切に、よりスムーズに行うために活用できればと作成したものであり、公的に保障されているものではない。

従って、日々の活動の中では、大規模災害時あるいは、緊急に対応しなければならない大事故等を想定した取り組みが、必要となってくる。

一般的には「危機管理」と呼ばれているが、全難聴や全要研にそこまでの責任があるわけではない。

しかし、我々の活動目的の一つとして極めて重要な項目であることには間違いない。

このマニュアルが、緊急時はもとより、各地における活動の基本と進め方のヒントになることを願っている。

ぜひ一読し、参考にしていただけると幸いです。



宛先 様 年 月 日

★緊急連絡 お願いします!

●支援してほしいこと・困っていること

●至急連絡をとってほしい所

切り取り線

.....
事前に記入しておく

名 前

住 所

連絡先 電

FAX

携 帯

メールアドレス

災害等「緊急時マニュアル」

発刊日 : 平成 14 年 6 月 1 日
編集 : 全難聴・全要研緊急時マニュアル作成委員会
発行所 : 全国要約筆記問題研究会
事務局〒450-0003 名古屋中区錦 1 丁目 16-13
チサンマンション錦 1102 号室
TEL 052-218-9122 FAX 052-218-9120
印刷所 : 花田印刷

この冊子は、リコー社会貢献クラブ・FreeWill1 からの寄付金により作成しました。